# 別表関係 新旧対照表

<u></u> 引表	判が	新旧又	リ炽衣													
	現行				改正案											
別表	別表(第10条関係)			別表(第10条関係)												
1	美里	町トレーニ	ングセンタ	<b>'</b> —												
	(1)	貸切使用	<b> </b>													
使用時間午前9時から午 午後5時から午 4分の1貸切の使用区分 後5時まで(1時後9時まで(1時際の使用料(1			区分				単位	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から午後 9 時まで							
				間当たりの額)	-	時間当たりの額)		トレー	第一	団体含	入場料を徴収	アマチ ュアス ポーツ	高校生以下	1 時間	250 円	500 円
第 1 競	入場料		高校生まで	270円		<sup>部 )</sup> 270円のとは、 60円	グ	ニングセンター	競技場	第一競技場団体貸切使用	場合	ルーツー に使用ーー般 する場ー	一般	1 時間	400 円	800 円
競技場	쐵	ツに使用	— 一般	430円		430円のとは、						その他のする場合	催しに使用	1 時間	600円	1,500円
	収しない	する場合				100円 1,000円のと					入場料を徴収	アマチュアスポーツ に使用する場合		1 時間	1,200円	3,000円
	場合	7 A /4 A /5		040		きは、250円					する場合	その他 の催し	営利を目的 としない	1 時間	4,000円	10,000円
		その他の修 する場合		810円	1,790円							に使用 する場 合	営利を目的 とする	1 時間	32,000円	80,000円
		アマチュアスポーツ		1,210円	2,870円						放送設備	一式		1 時間	100 円	100 円
	将等を	に使用する その他の		5,400円	12,590円						電光採点	板一式		1 時間	150 円	150 円
	徴 収 催しに使 す			3,400[]	12,090[]					個人使用	フロアシート一式		1 時間	200 円	200 円	
			営利を目	40,500円	108,000円						高校生以下		1人1回 (4時間ま で)	50 円	50 円	
			的とする	40,500	100,000					角	—般			1人1回 (4 時間ま	100 円	100 円
第2競	柔道:	場		130円	360円									で)		

技場 剣道場	130円	360円
弓道場	130円	360円
トレーニング室	80円	210円
研修室	80円	210円

町内のスポーツ団体で常時使用する団体は、第1競技場の4分の1、又は第2競技場の柔道場若しくは剣道場を1週1回の使用で1月1,720円とする。

# (2)個人使用料

	使用区分	使用料
全館	高校生まで	1回 20円
	— 一般	1回 100円

# (3)設備使用料

設備名称	使用区分	使用料
放送設備	1式、1時間当たりの額	80円
電光採点板	1式、1時間当たりの額	130円
フロアシート	1枚1回	2,160円

#### 備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を 徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合 をいう。
- 3 入場料等が最高3,000円を超える場合の使用料は、本表に規定する額の3倍に 相当する金額とする。
- 4 使用料を算定する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

## 2 美里町南郷体育館

	使用時間午前9時から午 午後5時から午後
使用区分	後5時まで(1時 9時まで(1時間当
	間当たりの額)たりの額)

第二競				1 時間	150 円	400 円
技場	剣道場			1 時間	150 円	400 円
弓道	場		1 時間	150 円	400 円	
トレ	vーニング室 ( 会	:議用)		1 時間	100 円	100 円
研修	室			1 時間	100円	100 円
スリ	ーオンスリー	高校生以	下	1 時間	100 円	250 円
コー	·	一般		1 時間	150 円	400 円
団体貸品	入場料を徴 収しない場 合	アマチュアスポーツ	高校生以下	1 時間	250 円	500 円
使用		する場 合	一般	1 時間	400 円	800 円
		する場合		1 時間	600 円	1,500円
	入場料を徴 収する場合	に使用する場合		1 時間	1,200円	3,000円
		の催し	としない	1 時間	3,000円	7,500 円
		に使用 する場 合	営利を目的とする	1 時間	24,000円	60,000円
	放送設備一式			1 時間	100 円	100 円
個人	使用	高校生以	下	1人1回 (4 時間ま で)	50 円	50 円
一般		一般		1人1回 (4 時間ま で)	100 円	100 円
団体は	入場料を徴収しない場合	アマチュッ	高校生以下	1 時間	300 円	
<sup>貝</sup> 切使用	Ē	ホーツ に使用 する場 合	一般	1 時間	600 円	
	二競技場   弓  ト  研   スコ   団体貸切使用	三競技場     弓ト研スコ     団体貸切使用     通道       ジョンス     お場し       ス     料な       場する     設備       大収する     大収する       大収する     一       大収する     大収する       大収する     一       大収する     大収する       大収する     一       大収する     大のである       大のである     一       大のである     大のである       大のである	第二競技場       ラト研スコ       団体貸切使用         対       フェート 入収合       大収合         対       フェート 入収合       大収合         大収合       大収合       大収合         大収合       大収合 </td <td>第二競技場     ランプランス       日本資切使用       日本資助・日本資助・日本資助・日本資助・日本資助・日本資助・日本資助・日本資助・</td> <td>  1 時間</td> <td>  1時間   150 円   150</td>	第二競技場     ランプランス       日本資切使用       日本資助・日本資助・日本資助・日本資助・日本資助・日本資助・日本資助・日本資助・	1 時間	1時間   150 円   150

アマチュアスポーツ	270円	710円
に使用する場合		
その他の催しに使用	540円	1,430円
する場合		
アマチュアスポーツ	1,080円	2,870円
に使用する場合		
その他の催しに使用	2,700円	7,190円
する場合		
	アマチュアスポーツ に使用する場合 その他の催しに使用	に使用する場合 その他の催しに使用 540円 する場合 アマチュアスポーツ 1,080円 に使用する場合 その他の催しに使用 2,700円

町内のスポーツ団体で常時使用する団体は、アリーナの2分の1の広さを1週1回の使用で月1,720円とする。

#### 備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を 徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合 をいう。
- 3 使用者が入場料に相当する給付(100円以下の額に相当する給付を除く。)を受ける場合又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合においては、100円を超える入場料を徴収するものとしてこの表を適用する。
- 4 競技場の全面を使用する場合以外の使用料は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
- 5 使用料を算定する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、 その端数金額は切り捨てるものとする。

### 3 美里町素山野球場

区分	午前9時から午後5時まで		
	(1時間当たりの額)		
高校生まで	200円		
一般	600円		
入場料等を徴収す非営利活動	1,620円		

			その他の	催しに使用	1 時間	2,100 円	
		入場料を徴 収する場合	アマチュアスポーツ に使用する場合		1 時間	2,100円	
			その他の催し	営利を目的 としない	1 時間	4,000円	
			に使用 する場 合	営利を目的 とする	1 時間	10,000円	
南郷球場	団体貸切使用	入場料を徴 収しない場 合	アマチ ュアス ポーツ	高校生以下	1 時間	500 円	
場	切使用		に使用 する場 合	一般	1 時間	1,000円	
			する場合		1 時間	3,000円	
		入場料を徴収する場合	アマチュ に使用す	アスポーツ る場合	1 時間	3,000円	
			その他 の催し	営利を目的 としない	1 時間	6,000円	
			に使用 する場 合	営利を目的 とする	1 時間	15,000円	
		放送設備一式			1 時間	100 円	
		スコアボード-	-式		1 時間	100 円	
牛飼テ	テニスコート 高校生以下			下	1 面につき 1 時間		150 円
牛飼テニスコー -			一般		1 面につき 1 時間		200 円
7	照明				1 時間		300 円

る場合	営利活動	1日最高入場料の100人分 (12,960円
		に満たないときは12,960円)

# 備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 使用料を算定する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

## 4 美里町南郷球場

4 关手引用がある						
	区分	午前9時から午後5時まで				
		(1時間当たりの額)				
入場料等を徴収し	アマチュアスポーツに使用する	540円				
ない場合及び100円	場合					
以下の入場料等を	その他の催しに使用する場合	3,240円				
徴収する場合						
100円を超える入場	アマチュアスポーツに使用する	2,700円				
料等を徴収する場	場合					
合	その他の催しに使用する場合	5,400円				
附帯設備	放送設備一式	100円				
	スコアボード	100円				

# 備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を 徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合 をいう。
- 3 使用料を算定する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、

南郷	テニ	スコート	高校生以下	1面につき 1時間	100円		
南郷テニスコー			一般	1面につき 1時間	150 円		
۲	照明			1 時間	250 円		
7	個		幼児(3歳以上)	1人1回	100円		
1	스		小・中学生	1人1回	300 円		
スイミングセンター	人使用	普通券	高校生 60 歳以上	1人1回	400 円		
セン			大人	1人1回	600 円		
タ			幼児(3歳以上)	1人11回	1,000円		
'			小・中学生	1人11回	3,000円		
		回数券	高校生 60 歳以上	1人11回	4,000円		
			大人	1人11回	6,000円		
			小・中学生	1人3月間	4,000円		
			高校生 60 歳以上	1人3月間	6,000円		
				u= w	大人	1人3月間	8,000円
		定期券	小・中学生	1人6月間	7,500円		
			高校生 60 歳以上	1人6月間	11,000円		
			大人	1人6月間	15,000円		
	団体貸切	団 体 貸 切 使 用	団体に所属する者す べてが定期券を保持 している場合	1 コース 1 時間	200 円		
	が使用		上記以外の場合	1 コース 1 時間	1,000円		

その端数金額は切り捨てるものとする。

### 5 テニスコート

名称	使用料の額				
	一般	高校生まで	貸切	照明設備	
美里町牛飼	1面につき	1面につき	1面につき	1面につき	
テニスコー	1時間以内	1時間以内1	1日 2,160円	1時間以内320円(1時間	
۲	210円	60円	半日 1,620円	増すごとに270円加算)	
美里町南郷	1面につき			1面につき	
テニスコー	2時間以内210円			2時間以内540円(1時間	
۲	(1時間増すごとに100			増すごとに270円加算)	
	円加算)				

備考 使用料を算定する場合において、確定金額に10円未満の端数があるとき は、その端数金額は切り捨てるものとする。

# 6 美里町スイミングセンター

一般使用料	区分	料金			
			普通券	回数券	
	大人( 60歳以	1人1回	620円	11枚綴り6,170円	
	上を除く。)				
	60歳以上	1人1回	420円	11枚綴り4,110円	
	高校生				
	小・中学生	1人1回	310円	11枚綴り3,080円	
	幼児	1人1回	100円	11枚綴り1,030円	
専用使用料	コース専用	大人(60歳以上を除く。)1コース1時間当たり1,240			
		円			
		高校生以下及び60歳以上1コース1時間当たり830円			
		ただし、登録専用の者の場合は、200円			

南郷運動場団体貸切使用	団体貸切	の 大場料を徴 収しない場 合	アュポー は で り り り り り り り り り り り り り り り り り り	高校生以下	1 時間		100 円
	使用		する場 合	一般	1 時間		250 円
			その他の催しに使用 する場合		1 時間		1,600円
		入場料を徴 収する場合	アマチュアス ポーツ に使用する場合		1 時間		1,600円
			その他 の催し	営利を目的 としない	1 時間		2,700円
			に使用 する場 合	営利を目的 とする	1 時間		5,400円
		照明			1 時間		1,400円
地区			に使用す		1 時間	800円	
地区運動場及び運動公園入場		器料を徴収する	そのにする 他し用場	営利を目的 としない	1 時間	1,300円	
連動公園			合	営利を目的とする	1 時間	2,700円	

#### 備老

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料を徴収する場合」の入場料とは、入場料、観覧料その他これらに類する料金で 入場者が使用者に支払うものをいう。「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合 をいう。
- 3 「営利を目的とする」とは、金銭的な利益を得ることを目的とする場合をいい、「営利 を目的としない」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 高校生とは、19 歳未満の勤労青少年を含むものとする。
- 5 トレーニングセンター第一競技場の2分の1若しくは4分の1又は南郷体育館アリーナの2分の1を使用する場合には、使用する範囲に応じて当該使用料の2分の1又は4

登録専用 1人6月間 15,430円 1人3月間 8,220円

#### 備老

- 1 1回の使用とは、スイミングセンターの施設から退出するまでの使用をいう。
- 2 専用使用料のうち登録専用については、16歳以上の者の使用に限り適用する。
- 3 60歳以上とは、スイミングセンターの施設を使用する日において満60歳以上の者をいう。

#### 7 運動場

施設名	使用区分		午前9時から午後9時ま	使用設備
			で(1時間当たりの額)	
美里町南	入場料等を徴	アマチュアスポ	270円	照明設備
郷運動場	収しない場合	ーツに使用する		1時間当た
	及び100円以下	場合		り1,400円
	の入場料等を	その他の催しに	1,620円	
	徴収する場合	使用する場合		
	100円を超える	アマチュアスポ	810円	
	入場料等を徴	ーツに使用する		
	収する場合	場合		
		その他の催しに	2,700円	
		使用する場合		

#### 備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を 徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合

分の1に相当する額とする。ただし、算出した金額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額は切り捨てるものとする。

- 6 スイミングセンターの個人使用における普通券の1回の使用とは、スイミングセンター に入館してから退出するまでの使用をいう。
- 7 スイミングセンターの個人使用における定期券とは、3月間又は6月間の期間内に繰り返しスイミングセンターの施設を使用できる使用券のことをいう。
- 8 スイミングセンターの団体貸切使用における団体使用とは、登録した団体(2人以上の者で構成されるもの)が25メートルプールの1つのコースを貸切りで使用する場合をいう。
- 9 スイミングセンターの60歳以上とは、スイミングセンターの施設を使用する日において満60歳以上の者をいう。ただし、回数券及び定期券については、購入する日とする。

をいう。

- 3 使用者が入場料に相当する給付(100円以下の額に相当する給付を除く。) を受ける場合又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合においては、100円を超える入場料を徴収するものとしてこの表を適用する。
- 4 使用料を算出する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。